

インボイス制度について

第8回 売手側の留意点⑥ ～電磁的記録による提供、写しの保存義務等～



1. 適格請求書等に係る電磁的記録による提供（電子インボイス）

適格請求書等は、書面による交付に代えて、適格請求書等に係る電磁的記録により提供を行うことができる。例えば、取引先にインターネットを通じて電子データにより請求書を提供している場合であれば、請求書データに適格請求書等の記載事項を記録して提供することにより、適格請求書等の交付に代えることができる。

電磁的記録による提供方法

種類	
	①光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
	②EDI取引における電子データの提供（※）
	③電子メールによる電子データの提供
	④インターネット上にサイトを設け、同サイトを通じた電子データの提供

※ EDI取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等のこと

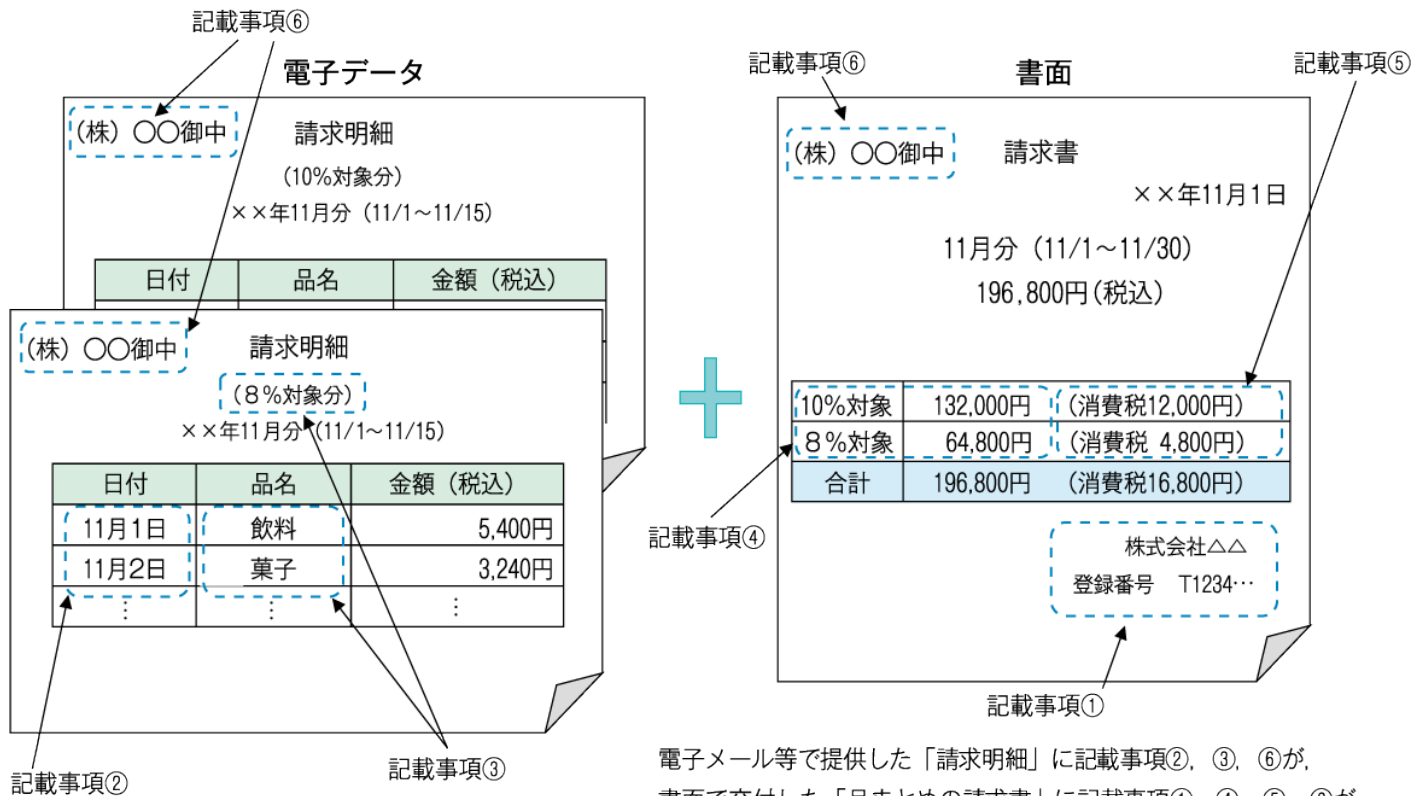
2. 書面と電磁的記録による適格請求書の交付

適格請求書の記載事項は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された書類相互（書類と書類、書類と電磁的記録）の関連が明確で、交付を受ける事業者が適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる場合には、その複数の書類や複数の電磁的記録の全体により適格請求書の記載事項を満たすこととなる。

【例】書面と電子メール等により取引先とやり取りを行う場合

受発注や納品などの日々の取引に係る明細等については電子メール等でやり取りを行い、請求書については月単位で書面により交付している場合、例えば、電子メール等で提供する請求明細に「課税資産の譲渡等の内容（軽減税率の対象である旨を含む）」等を記載するとともに、書面の月まとめの請求書に「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」など請求明細に記載した項目 **以外** の必要事項を記載することで、全体で適格請求書の記載事項を満たす。

適格請求書として必要な事項を“電子データ”と“書面”で満たす方法



電子メール等で提供した「請求明細」に記載事項②、③、⑥が、書面で交付した「月まとめの請求書」に記載事項①、④、⑤、⑥が記載されているため、全体で適格請求書の記載事項を満たす。

◆適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

☆留意点

請求明細に係る電磁的記録については、提供した適格請求書に係る電磁的記録と同様の措置等を行い、保存する必要がある。

3. 適格請求書発行事業者の適格請求書等の写しの保存義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等の写し及び提供した適格請求書等に係る電磁的記録の保存義務がある。

適格請求書発行事業者の義務

義務	内容
①適格請求書（インボイス）の交付義務	取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務
②適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務	返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
③修正した適格請求書（修正インボイス）の交付義務	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務
④写しの保存義務	交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

☆留意点

・提供した電子データを電磁的に保存する場合には、電子帳簿保存法に準じ、一定の要件（適格請求書等に係る電磁的記録の提供前後のタイムスタンプの付与やシステム概要書の備付け等）を満たした状態での保存が必要となる。

・提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することもできる。この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要がある。

4. 適格請求書等の写しの範囲

交付した適格請求書等の写しとは、交付した書類そのものを複製したものに限らず、その適格請求書等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれる。

適格請求書等の写しとして認められるもの



交付した書類の
複写



適格請求書に係る
レジのジャーナル



複数の適格請求書の
記載事項に係る一覧
表や明細表など

☆留意点

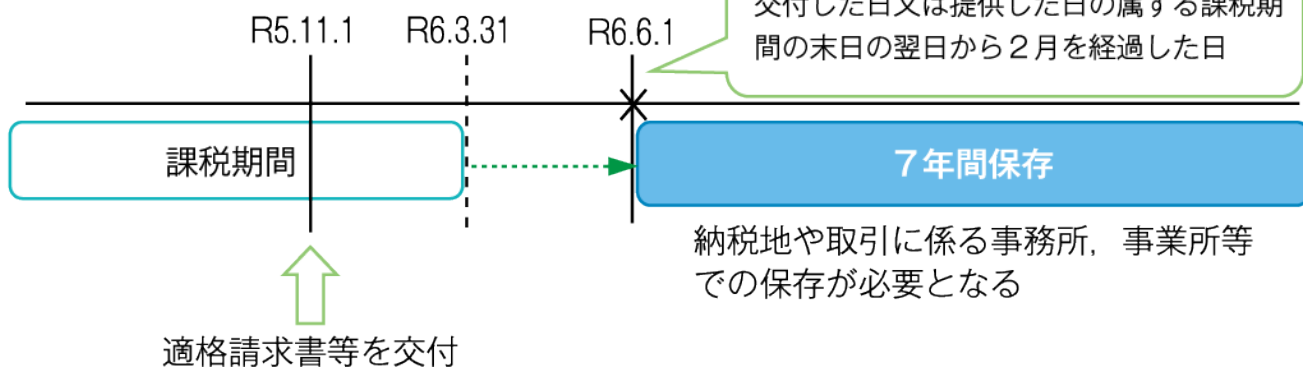
自己が一貫して電子計算機を使用して作成した適格請求書等については、その写しを電磁的記録により保存することも認められる。

5. 適格請求書等の写しの保存期間等

適格請求書等の写しや適格請求書等に係る電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

交付した適格請求書等の写し、提供した適格請求書等に係る電磁的記録の保存期間

【3月決算法人の場合】



☆留意点

仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても保存期間の扱いは同じ。

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年11月29日(No.3681)より一部抜粋しております。